

2019年7月8日

公益財団法人日本テニス協会

専務理事 福井 烈

地域テニス協会理事長各位
都道府県テニス協会理事長各位
協力団体理事長各位

「暑熱下のヒートルールとメディカルルールの運用について」に関するお願い

平素より、本協会の諸活動、とりわけ公式トーナメントの開催におきまして多大なご協力とご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。今年も夏の到来と共に熱中症事故防止が大きな社会的関心事となっております。本協会としまして、これで「夏場の熱中症防止5ヶ条の呼びかけ」を始めとする諸施策を講じてきたところですが、この度、添付の「暑熱下のヒートルールとメディカルルールの運用について」を新たな熱中症事故防止策として6月18日開催の本協会理事会にて採択致しましたのでお知らせ申し上げます。

気温が24℃、暑さ指数（以下「WBGT」）が21℃を超えた環境での運動では、医学的に熱中症による死亡事故が発生する可能性や危険性があるとされています。気温とWBGTの上昇と比例して、注意、警戒、嚴重警戒、そして最終的には中止を含む対応が「(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」により示されています。

テニス競技では、多くの大会が気温が24℃、WBGTが21℃を超える環境下で行われ、特に多くのジュニア大会や学生大会そしてベテラン大会が夏季休暇期間中に開催されています。ヒートルールやメディカルルールの「身体的困難」の最終判断はレフリーに委ねられていますが、ドクターやトレーナーが配置されている大会においてもこれらのルールの適用において選手、帯同コーチ、保護者の理解を得ることが容易ではなく、結果的に試合における安全の確保が十分でない実態が明らかになっています。残念ながら、我が国のテニス界においては、熱中症事故防止策の適用に関する客観的判断基準がなく、このことが安全の確保の責任を持つ大会主催者の負担となっています。

しかし、スポーツ競技団体や関係者にスポーツ・インテグリティの確保が社会的に要請され、夏季のスポーツ大会で熱中症が多発している状況下、テニス界においても熱中症事故の防止は避けて通れない課題となっています。そこで、選手の安全とスポーツ・インテグリティ確保の観点から、日本テニス協会は、下記のJTA公式トーナメント大会主催者向けの熱中症事故防止のためのヒートルールとメディカルルールの「身体的プレーの困難」適用の運用基準を提供し、大会現場での適切な熱中症事故防止に役立てて頂くこととしました。

この添付文書にある「暑熱下に開催される競技会でのヒートルールの採用と適用について」と「暑熱下に開催される競技会でのメディカルルールの適用について」を大会要項及び大会プログラム等への掲載を含め大会関係者はもとより選手、帯同コーチ、保護者等への周知徹底をお願い申し上げます。なお、本協会は別途、配布用に添付資料の小冊子版を作成する予定です。

お問い合わせ：公益財団法人日本テニス協会 iji@jta-tennis.or.jp